

事 務 連 絡

令和5年3月31日

(一社) 日本医療法人協会 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待事案への対応については、「「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」について」（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「Q&A」という。）において、適切な対応を取ること等を各都道府県知事等をお願いしてきたところです。

昨今、一部の宗教に関し、当該宗教を信仰する保護者において、その監護する児童について、医師が輸血等の医療行為を必要と判断しているにもかかわらず、教義を理由として当該医療行為の実施に同意をしない事例があるとの指摘がありますが、医師が児童に必要と判断する輸血等の医療を保護者が受けさせないこと（輸血を拒否する旨の意思表示カード等の携帯を強制することを含む。）は、ネグレクトや心理的虐待に該当するものです。

このため、今般、各都道府県知事等に対し、特に輸血について、事案によっては一刻を争う状況であることを十分に認識し、可及的速やかに対応に当たることについて別添文書によりお願いしたところでありますが、実際に患者の処置に当たる医療機関等におかれても、この趣旨をご理解いただき児童の生命・身体の安全確保のために引き続きご協力をいただくとともに、別添文書の内容について貴会会員等へ周知いただきますよう、お願いします。

なお、本Q&Aにつきましては、別途、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会、全国医学部長病院長会議、日本医学会連合、日本救急医学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本循環器学会、日本内科学会、日本麻酔科学会及び日本輸血・細胞治療学会にも送付していることを申し添えます。

<照会先>

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室

室長補佐 二ノ宮、嶺岸

TEL : 03-3595-2166